

◎ 特例の内容と適用条件

○地方税法第 349 条の 3 の 3(被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例)

震災等により滅失又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）の敷地の用に供されていた土地（以下「被災住宅用地」という。）について、固定資産税の特例の内容と適用にあたっての要件は次のとおりです。

※「震災等により滅失又は損壊」とは、震災、風水害、雪害、落雷、噴火等の自然現象の異変による災害及び火災、爆発、事故等の人為的な災害による滅失又は損壊であり、自己の放火や、自己の都合による建て替えのための取り壊しは含まれない。

1 特例対象者

- (1) 被災年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者（共有名義の場合は、その持分を有する者も含む。）
- (2) 震災等の発生した日の属する年の1月2日（当該震災等の発生した日が1月1日である場合には、当該震災等の発生した日の前年の1月2日）から当該震災等の発生した日までの間に当該被災住宅用地を取得した者
- (3) (1)、(2) から、相続により当該被災住宅用地を取得した者
- (4) (1)、(2) が個人の場合は、その者から当該被災住宅用地を取得した3親等内の親族
- (5) (1)、(2) が法人の場合は、当該被災住宅用地を合併又は分割により取得した法人

2 被災住宅用地要件

震災等の事由により滅失又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で、被災年度分の固定資産税において住宅用地の特例（地方税法第349条の3の2）の適用を受けていたこと

3 特例の内容

震災等の事由により滅失又は損壊した家屋の被災住宅用地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないことについて市長が認定した場合には、当該震災等の発生後2年度分、当該土地を住宅用地とみなし、固定資産税の課税標準となるべき価格について、1戸当たり200㎡までの部分は6分の1に、それ以外（家屋の床面積の10倍まで）は3分の1に軽減する。

○地方税法附則第56条第1項(東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の特例)

東日本大震災により滅失又は損壊した被災家屋の被災住宅用地について、固定資産税の特例の内容と適用にあたっての要件は次のとおりです。

1 特例対象者

- (1) 平成23年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者（共有名義の場合は、その持分を有する者も含む。）
- (2) 平成23年1月2日から同年3月10日までの間に当該被災住宅用地を取得した者
- (3) (1)、(2) から、相続により当該被災住宅用地を取得した者
- (4) (1)、(2) が個人の場合は、その者から当該被災住宅用地を取得した3親等内の親族
- (5) (1)、(2) が法人の場合は、当該被災住宅用地を合併又は分割により取得した法人

※震災時に借家住まいで震災後に家屋を取得された場合は、震災特例の対象になりません。

2 被災住宅用地要件

東日本大震災により滅失又は損壊した家屋の敷地として使用していた土地で、平成23年度において住宅用地の特例（地方税法第349条の3の2）の適用を受けていたこと

3 特例の内容

東日本大震災により滅失又は損壊した家屋の被災住宅用地について、平成24年度分から令和8年度分まで当該敷地を住宅用地とみなし、固定資産税の課税標準となるべき価格について、1戸当たり200㎡までの部分は6分の1に、それ以外（家屋の床面積の10倍まで）は3分の1に軽減する。

※家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地は除きます。

※被災住宅用地特例と被災代替住宅用地特例は併用可能です。

◎ 添付書類

- ① 当該被災住宅用地の所有者の氏名及び住所、当該被災住宅用地及び被災家屋の所在地を記載した書類並びに被災住宅が東日本大震災により滅失又は損壊した旨を証する書類 ⇒「**り災(被災)証明書**」
- ② 被災住宅用地を確認できる書類 ⇒「**固定資産課税台帳登録事項証明書**」(当該被災年度のもの)
- ③ 特例対象者が相続人等（3親等内の親族）である場合は、それを証する書類 ⇒「**戸籍謄本**」(写し可)
- ④ 合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人であることを証する書類 ⇒「**法人の登記事項証明書**」(写し可)

※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合や、被災住宅用地の所在する市町村へ問い合わせさせていただく場合があります。

※被災住宅用地が八戸市内の場合は、資産税課から各担当部局に交付請求することに同意したものとみなし、①と②については免除とします。